

(健 I 202)

令和 2 年12月22日

都道府県医師会

健康スポーツ医学担当理事 殿

日本医師会常任理事

羽鳥



運動型健康増進施設の認定等について

標記の件につきまして、厚生労働省健康局健康課長より本職宛別添のとおり連絡
がありましたので、ご報告申し上げます。

健 健 発 1 1 1 3 第 1 号

令 和 2 年 1 1 月 1 3 日

公益社団法人 日本医師会

常任理事 羽鳥 裕 殿

厚生労働省健康局

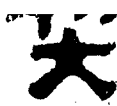
健康課長



運動型健康増進施設の認定の更新について

健康増進施設認定規程（昭和63年厚生省告示第273号）第3条第1項に基づき、同規程第2条第1号に掲げる健康増進施設（運動型健康増進施設）として認定した施設で同規程第5条第1項の規定に基づく当該認定の別添の施設（ルネッサ越前）について、同規程第7条第1項の規定に基づき、認定の更新を行いましたので、御了知の上、関係機関への周知方お願いいたします。

なお、今回の認定の有効期限は令和12年3月31日となります。



厚生労働省発健 1 1 1 3 第 2 号

認定の有効期間更新書

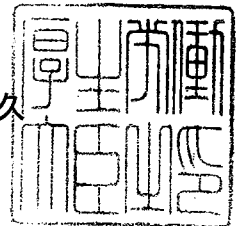
申請者 株式会社 エル・ローズ
代表取締役 前川 長慶

健康増進施設認定規程（昭和 6 3 年厚生省告示第 2 7 3 号）第 7 条第 1 項に基づき、令和 2 年 1 0 月 7 日付けで申請のあった認定の有効期間の更新については、次のとおりとする。

1. 施 設 の 名 称 ルネッサ越前
2. 施 設 の 所 在 地 福井県越前市新町 5 字西久永 4 番地 4、6 字下早刈、
 1 1 番地 1 3
3. 施 設 の 種 類 健康増進施設認定規程第 2 条第 1 号に規定する健康増進施設
4. 認定の有効期限 令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで

令和 2 年 1 1 月 1 3 日

厚生労働大臣 田村 憲久





健 健 発 1 1 1 6 第 1 号

令 和 2 年 1 1 月 1 6 日

公益社団法人 日本医師会

常任理事 羽鳥 裕 殿

厚生労働省健康局

健康課長



温泉利用型健康増進施設の認定の更新について

健康増進施設認定規程（昭和63年厚生省告示第273号）第3条第1項に基づき、同規程第2条第2号に掲げる健康増進施設（温泉利用型健康増進施設）として認定した施設で同規程第5条第1項の規定に基づく当該認定の別添の施設（くらはし温水プール ウイングくらはし）について、同規程第7条第1項の規定に基づき、認定の更新を行いましたので、御了知の上、関係機関への周知方お願いいたします。

なお、今回の認定の有効期限は令和13年3月31日となります。

認定の有効期間更新書

申請者 一般財団法人 倉橋まちづくり公社
理事長 森本 勝利

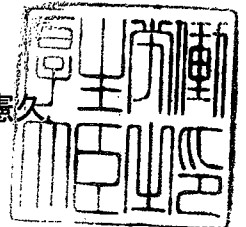
健康増進施設認定規程（昭和63年厚生省告示第273号）第7条第1項に基づき、令和2年10月21日付けで申請のあった認定の有効期間の更新については、次のとおりとする。

1. 施設 の 名 称 くらはし温水プール ウイングくらはし
2. 施設 の 所 在 地 広島県呉市倉橋町字ゴクラク550番地
3. 施設 の 種 類 健康増進施設認定規程第2条第2号に規定する健康増進施設
4. 認定の有効期限 令和13年3月31日まで

令和2年11月16日

厚生労働大臣

田村 憲久





健 健 発 1 1 1 6 第 2 号

令 和 2 年 1 1 月 1 6 日

公益社団法人 日本医師会

常任理事 羽鳥 裕 殿

厚生労働省健康局

健康課長



運動型健康増進施設の認定の更新について

健康増進施設認定規程（昭和63年厚生省告示第273号）第3条第1項に基づき、同規程第2条第1号に掲げる健康増進施設（運動型健康増進施設）として認定した施設で同規程第5条第1項の規定に基づく当該認定の別添の施設（スポーツリラックス）について、同規程第7条第1項の規定に基づき、認定の更新を行いましたので、御了知の上、関係機関への周知方お願いいたします。

なお、今回の認定の有効期限は令和12年3月31日となります。

認定の有効期間更新書

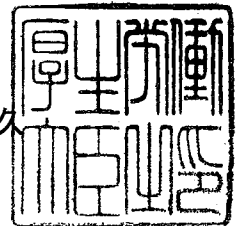
申請者 医療法人社団 常仁会
理事長 種子田 吉郎

健康増進施設認定規程（昭和63年厚生省告示第273号）第7条第1項に基づき、令和2年11月6日付けで申請のあった認定の有効期間の更新については、次のとおりとする。

1. 施設 の 名 称 スポーツリラックス
2. 施設 の 所 在 地 茨城県牛久市猪子町字五十塚892番地、897番地2、
893番地
3. 施設 の 種 類 健康増進施設認定規程第2条第1号に規定する健康増進施設
4. 認定の有効期限 令和12年3月31日まで

令和2年11月16日

厚生労働大臣 田村 憲久





健健発 1 1 1 6 第 3 号

令和 2 年 1 1 月 1 6 日

公益社団法人 日本医師会
常任理事 羽鳥 裕 殿

厚生労働省健康局

健康課長



指定運動療法施設の指定について

「指定運動療法施設の利用料金に係る医療費控除の取扱いについて」（平成 4 年 7 月 6 日付健医発第 8 1 6 号厚生省保健医療局長通知）により、令和 2 年 1 1 月 1 6 日をもって別添の施設を指定運動療法施設として指定いたしましたので、御了知の上関係機関に周知方お願いいたします。

健発1116第2号

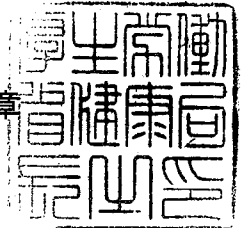
指 定 書

申請者 医療法人社団 埼玉光明会
理事長 高田 直也

令和2年11月2日付け指定運動療法施設指定申請について「指定運動療法施設の利用料金に係る医療費控除の取扱いについて」（平成4年7月6日付け健医発第816号厚生省保健医療局長通知）に基づき指定運動療法施設として指定する。

令和2年11月16日

厚生労働省健康局長 正林 督章



1. 施設名 初動負荷トレーニング メディカル越谷
2. 施設所在地 埼玉県越谷市大沢字古川3219番地19



健 健 発 1 1 2 5 第 1 号

令 和 2 年 1 1 月 2 5 日

公益社団法人 日本医師会

常任理事 羽鳥 裕 殿

厚生労働省健康局

健康課長



運動型健康増進施設の認定の更新について

健康増進施設認定規程（昭和63年厚生省告示第273号）第3条第1項に基づき、同規程第2条第1号に掲げる健康増進施設（運動型健康増進施設）として認定した施設で同規程第5条第1項の規定に基づく当該認定の別添の施設（ドゥ・スポーツプラザ豊洲）について、同規程第7条第1項の規定に基づき、認定の更新を行いましたので、御了知の上、関係機関への周知方お願いいたします。

なお、今回の認定の有効期限は令和12年3月31日となります。

認定の有効期間更新書

申請者 株式会社 ドゥ・スポーツプラザ
代表取締役 森永 剛司

健康増進施設認定規程（昭和63年厚生省告示第273号）第7条第1項に基づき、
令和2年11月4日付けで申請のあった認定の有効期間の更新については、次のとおり
とする。

1. 施設 の 名 称 ドゥ・スポーツプラザ豊洲
2. 施設 の 所 在 地 東京都江東区豊洲二丁目14番地3
3. 施設 の 種 類 健康増進施設認定規程第2条第1号に規定する健康増進施設
4. 認定の有効期限 令和12年3月31日まで

令和2年11月25日

厚生労働大臣 田村 憲久



健 健 発 1 2 1 4 第 1 号

令 和 2 年 1 2 月 1 4 日

公益社団法人 日本医師会

常任理事 羽鳥 裕 殿

厚生労働省健康局

健康課長



運動型健康増進施設の認定の更新について

健康増進施設認定規程（昭和63年厚生省告示第273号）第3条第1項に基づき、同規程第2条第1号に掲げる健康増進施設（運動型健康増進施設）として認定した施設で同規程第5条第1項の規定に基づく当該認定の別添の施設（新見市健康増進施設「げんき広場にいみ」）について、同規程第7条第1項の規定に基づき、認定の更新を行いましたので、御了知の上、関係機関への周知方お願いいたします。

なお、今回の認定の有効期限は令和12年3月31日となります。

認定の有効期間更新書

申請者 岡山県新見市
市長 池田 一二三

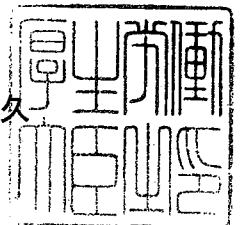
健康増進施設認定規程（昭和63年厚生省告示第273号）第7条第1項に基づき、
令和2年11月16日付けで申請のあった認定の有効期間の更新については、次のとおりとする。

1. 施設 の 名 称 新見市健康増進施設「げんき広場にいみ」
2. 施設の所在地 岡山県新見市上市15番地1
3. 施設 の 種 類 健康増進施設認定規程第2条第1号に規定する健康増進施設
4. 認定の有効期限 令和12年3月31日まで

令和2年12月14日

厚生労働大臣

田村 憲久





健健発 1 2 1 6 第 1 号
令和 2 年 1 2 月 1 6 日

公益社団法人 日本医師会
常任理事 羽鳥 裕 殿

厚生労働省健康局
健康課長



指定運動療法施設の指定について

「指定運動療法施設の利用料金に係る医療費控除の取扱いについて」（平成 4 年 7 月 6 日付健医発第 8 1 6 号厚生省保健医療局長通知）により、令和 2 年 1 2 月 1 6 日をもって別添の施設を指定運動療法施設として指定いたしましたので、御了知の上関係機関に周知方お願いいたします。

健発1216第3号

指 定 書

申請者 医療法人社団 嘉徳会
理事長 姜 鍾泰

令和2年11月9日付け指定運動療法施設指定申請について「指定運動療法施設の利用料金に係る医療費控除の取扱いについて」（平成4年7月6日付け健医発第816号厚生省保健医療局長通知）に基づき指定運動療法施設として指定する。

令和2年12月16日

厚生労働省健康局長 正林 督章



1. 施設名 RE CUBE
2. 施設所在地 神奈川県逗子市久木4丁目398番地1、398番地7

健 健 発 1 2 1 6 第 2 号

令 和 2 年 1 2 月 1 6 日

公益社団法人 日本医師会

常任理事 羽鳥 裕 殿

厚生労働省健康局

健康課長



運動型健康増進施設の認定について

健康増進施設認定規程（昭和63年厚生省告示第273号）第3条第1項に基づき、令和2年12月16日をもって別紙の施設（メディカルフィットネス La Sante Concierge）を認定しましたので、御了知の上、関係機関への周知方お願いいたします。

なお、今回の認定の有効期限は令和13年3月31日となります。



厚生労働省発健1216第8号

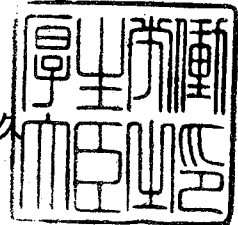
認 定 書

申請者 医療法人順興会 上條診療所
理事長 武本 優次

令和2年11月9日付け健康増進施設認定申請について、健康増進施設認定規程
(昭和63年厚生省告示第273号)第3条第1項に基づき、同規程第2条第1号に
規定する健康増進施設であって同規程第4条の基準に適合するものとして認定する。

令和2年12月16日

厚生労働大臣 田村 憲久



1. 施設名称 メディカルフィットネス La Sante Concierge
2. 施設所在地 大阪府泉大津市東助松町2丁目75番地1
3. 施設の種類 健康増進施設認定規程第2条第1号に規定する健康増進施設
4. 認定の有効期限 令和13年3月31日